日本弁理士会協賛セッション

◆ 生成 AI の特許実務への利用可能性と留意事項に関する検討と考察 ◆

【概　要】

近年の生成 AI 技術の急速な進化に伴い、多くの分野でその実用化が進んでいる。例えば、発明創作、先行技術調査、明細書作成、中間処理などで生成 AI の活用が進んでいる。このため、特許出願を行う企業は、発明の管理が複雑化している。一方で、特許事務所における弁理士の人材確保が困難であるという課題が顕在化している。特許分野は専門性が高く、経験や知識が求められるため、適切な人材の採用が難しい状況が続いており、業務の効率化が喫緊の課題となっている。

このような状況を背景に、本セッションでは、以下の２つのテーマについて発表をする。

① 特許実務における生成AIを用いた弁理士業務の効率化の可能性と留意事項に関する検討（日本弁理士会特許委員会の鷲見副委員長より）

② 米国出願における発明者地位を考慮した出願及び審査手続において注意すべき事項（日本弁理士会特許委員会の仁野副委員長より）

なお、本セッションにおける議論の内容は、本講演者の意見であり、各講演者が所属する組織や団体の公式見解ではないことを申し添える。

① 特許実務における生成AIを用いた弁理士業務の効率化の可能性と留意事項に関する検討

令和６年度特許委員会では、上記の背景を鑑みて生成 AI ワーキンググループ（以下、生成 AI WG という。）を立ち上げ、特許実務における生成 AI を用いた弁理士業務の効率化の可能性に関する検討を行った、本セッションでは、生成 AI WG における検討結果をもとに、生成 AI を用いた弁理士業務の効率化の可能性に関する検討結果について紹介する。併せて、弁理士業務において生成 AI を用いる際に留意すべき事項に関しても紹介する。

なお、本セッションでは、生成 AI WG にて用いたプロンプトと同様のプロンプトを令和７年１１月時点での最新の生成 AI に入力し、その結果と当時の結果とを比較することで、直近１年間における生成 AI の特許実務への利用可能性の進歩についても検討をする予定である。

日本弁理士会協賛セッション

◆ 生成 AI の特許実務への利用可能性と留意事項に関する検討と考察 ◆

② 米国出願における発明者地位を考慮した出願及び審査手続において注意すべき事項

米国特許出願では発明者が正しいかどうかを合理的に調査する合理的調査義務が出願当事者に課せられている。生成 AI を利用した発明は、自然人たる発明者がクレーム発明に有意な貢献をおこなっていなければ発明者地位を有しないため、出願だけでなく審査手続においても、技術者の貢献を考慮しながらクレームを定めなければならない。本発表では、2024 年に USPTO から発表された発明者地位ガイダンスを参照しながら出願人及び日本弁理士が注意すべき留意事項について説明する。

[参考文献]
仁野裕一，生成 AI を活用した発明の米国特許出願において留意すべき事項，（一社）日本知的財産協会「知財管理」Vol.75 No.11 pp.1491～1504（2025）

【講演者】

（1）パネリスト：鷲見　浩樹（日本弁理士会 特許委員会 副委員長）
日本弁理士会 特許委員会（２０２１～）　副委員長　部会長歴任

（2）パネリスト：仁野　裕一（日本弁理士会 特許委員会 副委員長）
日本弁理士会　特許委員会（２０２４～）
日本弁理士会　意匠委員会（２０２５～）

以　上